

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和8年3月6日(金)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
----	------

5. 会議録署名委員            9番 西村 九三男  
   10番 西村 和樹

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪 田 智 子
農業委員会事務局次長	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
(4条許可)

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について  
(貸借権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出  
について(4条届出)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出  
について(5条届出)

報告第3号 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出  
について(農業用施設)

報告第4号 農地法第18条第6項による賃貸借合意解約の通知  
について(賃貸借合意解約)

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですが、皆さんお集まりいただきましたので、ただ今から始めたいと思います。それでは、令和8年第3回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は山口委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる2月26日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

6番 田中会長

9番 西村九三男委員

13番 森委員

16番 戸田委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	5件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(4条許可)	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画に係る要請について (貸借権設定)	39件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)	1件

(会長)

報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について (5 条届出)	1 件
報告第 3 号	2 アール未満の農業用施設建築 (設置) 届出について (農業用施設)	1 件
報告第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借合意解約の通知について (賃貸借合意解約)	3 件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。9 番の西村九三男委員、1 0 番の西村和樹委員、両名の方どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 号から始めてまいります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

まず、議案第 1 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(● 委員)

議案第 1 号受付番号 4 から受付番号 8 の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 4 の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 1 号受付番号 4 につきましては、議案書 1 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、こちらの案件につきましては、譲受人が法人でございますので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書 2 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書3ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告をこれも調査委員からよろしくお願ひいたします。

(●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員の上べての要件について、満たしているものと思われます。

(会長)

議案第1号受付番号4につきまして、ただ今、説明がございましたが、何かご意見ご質問等はございますか。

よろしいですか。法人の取得ですがよろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので採決に入ります。

議案第1号受付番号4を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号5の案件について、事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第1号受付番号5につきましては、議案書4ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条調書につきましては、議案書5ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号5の説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号5を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号6の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号6につきましては、議案書6ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、こちらの案件につきましては、譲受人が法人でございますので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書7ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条調書につきましても、議案書8ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

ご報告させていただきます。農地所有適格法人に係る事前の調査をさせていただきました。

該当法人につきましては、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号6につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号6を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号7の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号7につきましては、議案書9ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条調書につきましては、議案書10ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号7につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号7を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第1号受付番号8の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号8につきましても、議案書11ページをご覧ください。内容につきましても、記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条調書につきましても、議案書12ページをご覧ください。

所在地につきましても、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号8について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号8を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

まず、議案第2号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきましても、報告をさせていただきます。

本件該当地につきましても、特に問題ないものと思われま。以上です。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号1の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては、議案書13ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案につきましては、議案書14ページから16ページ、14、15、16ページをご覧ください。なお、16ページの下部にはですね、判断の根拠となります農地法運用通知の抜粋をお付けしております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧ください。7ページにつきましては、土地利用計画図となっておりますところでございます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をします。

それでは続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題とします。

まず、議案第3号受付番号12から受付番号44の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●●  
委員)

議案第3号受付番号12から受付番号44の案件につきまして、報告させていただきます。

(●●●●●●  
委員)

本件該当地については、特に問題ないと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号12について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号12につきましては、議案書17ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書18ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号12について、ご意見ご質問はございませんか。

再設定の案件です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号12について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号13から受付番号16、4件ございますが、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号13につきましては、議案書19ページをご覧ください。再設定の5年の案件でございます。

続いて、議案第3号受付番号14につきましては、議案書次のページの20ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の5年の案件でございます。

(事務局)

また続いて、議案第3号受付番号15につきましては、議案書21ページをご覧ください。こちらにつきましても、同じく再設定の案件でございます。

最後に、議案第3号受付番号16につきましては、議案書22ページをご覧ください。こちらの内容については記載のとおりとなっております、こちらも再設定の5年の案件でございます。

農業経営の状況や、農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書23ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページから13ページ、9、10、11、12、13をご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号13から受付番号16の案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。いずれも再設定の案件です、よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号13から受付番号16について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号17について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号17につきましては、議案書24ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農業経営の状況や中間管理法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

(事務局)

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号17について、ご意見ご質問はございませんか。

これも再設定の案件です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号17について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号18から受付番号20は、これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号18につきましては、議案書26ページをご覧ください。こちらは再設定の案件でございます。

次に、議案第3号受付番号19につきましては、議案書27ページをご覧ください。こちらも再設定の案件となっております。

最後に、議案第3号受付番号20につきましては、議案書28ページをご覧ください。こちらの案件は新規設定の案件となっておりますのでございます。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況や中間管理法第18条調書につきましては、議案書29ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページから17ページ、15、16、17をご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(●●●●●●●● 午後1時45分 退席)

(会長)

議案第3号受付番号18から受付番号20について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問ないよう  
でございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号18から受  
付番号20について、要請することに賛成の農業委員さんの  
挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号21から受付番号23、  
この3件につきましても借り手が同じ方ですので、まとめて  
審議をします。まず事務局より説明を願います。

(●●●●●●●● 午後2時46分 入室)

(事務局)

議案第3号受付番号21につきましては、議案書30ペー  
ジをご覧ください。こちらは再設定の案件でございます。

次に、議案第3号受付番号22につきましては、議案書3  
1ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の  
案件でございます。

最後に議案第3号受付番号23につきましては、議案書3  
2ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の  
案件でございます。

農業経営の状況や中間管理法第18条調書につきましては  
は、議案書33ページをご覧ください。

所在地につきましては、18ページと19ページをご覧  
ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号21から受付番号23、この3件につ  
きまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、  
採決に入ります。

議案第3号受付番号21から受付番号23について、要請  
することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。



(事務局)

いただかないといけないというルールになっております。今回の案件につきましては、●●の案件でございますので、●●の●●委員さんに署名をいただく必要がございます。総会の後にですね、署名をいただく書類を持っていかせていただきますので、お手数おかけしますが、署名をよろしくお願いいたします。

次でございますけれども、議案第3号の受付番号26につきましては、議案書36ページをご覧ください。こちらの案件は新規設定の案件となっております。こちらの案件につきましては、先ほど報告させていただきました合意解約の案件でございます、新規設定という扱いになっております。

また、農業経営の状況や農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書37ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の20ページから22ページ、20、21、22をご覧ください。それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号24から受付番号26について、ご意見ご質問はございませんか。

はい、●委員。

(●委員)

多分問題ないとは思いますが、この前、買い付けをしはった土地を2、3年で貸すということは、なんか問題あるんでしょうか。そのへんはどうなんです、ちょっと聞きたいんです。農業の拡大ということで買い付けしはったと思うんです。その土地がちょっとわからないんですけど、受付番号24、またその土地を貸し付けにまわしてはるのは、なんでその時に農地を拡大するということで買い付けをしたのかなという。問題ないとは思いますが、この貸し付けについては。ちょっとそのへん教えていただきたいというふうに思います。

(事務局)

こちらの案件につきましては、おそらくご質問いただいておりますのが受付番号24の案件かと思っております。備考欄にございま

(事務局)

すとおりに、こちらの案件につきましては再設定というふうな案件でございますので、以前から●●●●●●●●さんに貸し付けておられた土地になっております。確かにおっしゃるとおりですね、土地の所有者さんでありますこの●●●●●●●●さんというのは、別のところで土地を取得されておるのに、こういうふうな人に貸していいのかというふうな。

(●委員)

良いのは良いねん。せやけども、なんで農地の拡大をしたいのに、農地を貸さはったんかなっていう意見を聞きたい。

(事務局)

こういった担い手さん、担い手と言っていいのかわかりませんが、農業を頑張っておられる方同士での貸し借りというのもですね、場所によって集積と言いますか、集約のほうですね、農地を固めることによって農業がやりやすくなるというふうなこともありますので、今回のような●●●●●●●●さんに貸されて、●●●●●●●●さんの的には集約になるというふうなメリットがあるということで、農業を頑張っておられる方同士での貸し借りがなされているというふうな案件でございます。事務局といたしましては、こういうふうな農業に資するような貸借であると認識しておりますので、特に大きな問題はないのかなと思っておるところでございます。

(●委員)

大きな問題ではないと思います、確かに。ただ、買わはったときに農地の拡大ということでお聞きしておりましたので、ただこれをまたすぐに貸すということはおかしいなと思つて。

(事務局)

確かに、農地法第3条の申請のときにですね、基本的にはしばらくの間は少なくとも自分で耕作するというふうな形で申請をいただくような形にしておりますので、そのへんは申請の際にすぐに貸さないように、これからも指導して参りたいと思っております。

(会長)

●委員、よろしいですか。

(会長)

そのほか何かございますでしょうか。

よろしいですか。特にそのほかないようですので、受付番号24から受付番号26について、採決を採りたいと思います。

議案第3号受付番号24から受付番号26について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号27と受付番号28は、借り手が同じ経営体ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号27につきましては、議案書38ページをご覧ください。こちらは、以前より中間管理機構を介した貸借をされており、この度満期をむかえたため、更新がなされたような案件となっております。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書39ページをご覧ください。

続いて、議案第3号受付番号28につきましては、議案書40ページをご覧ください。こちらにつきましては、先ほどの受付番号27と同一経営世帯の方の案件となっております。

こちらにつきましても、農業経営の状況及び農地中間管理法の第18条調書につきましては、議案書41ページをご覧ください。借りられる方のお名前以外につきましては、先ほど申しましたとおり、同一経営世帯でございますので、同じ内容となっておりますのでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の23ページと24ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号27と受付番号28について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号27と受付番号28について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号29について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号29につきましては、議案書42ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書43ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真25ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号29につきましては、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号29について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

それでは、議案第3号受付番号30について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号30につきましては、議案書44ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

(事務局)

また、農業経営の状況や農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書45ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号30について、ご意見ご質問はございませんか。

新規設定の案件ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号30について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号31と受付番号32は、これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号31につきましては、議案書46ページをご覧ください。こちらの案件は新規設定の案件となっておりますので、こちらにも備考欄がございますとおり、地域計画外の案件となっております。今回につきましては、●●の案件でございますので、●●●●●委員と●●委員に署名をいただくというようなことになっておりますので、総会のあと、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第3号受付番号32につきましては、議案書47ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。こちらの案件は、新規設定の案件でございます。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書48ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の27ページをご覧ください。

(事務局)

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

議案第3号受付番号31と受付番号32について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号31と受付番号32について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号33から受付番号36は、これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まづ事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第3号受付番号33につきましては、議案書49ページをご覧ください。こちらは再設定の案件でございます。

次に、議案第3号受付番号34につきましては、議案書50ページをご覧ください。こちらにつきましても再設定の案件でございます。

続いて、議案第3号受付番号35につきましては、議案書51ページをご覧ください。こちらの案件も再設定でございます。

最後に、議案第3号受付番号36につきましては、議案書52ページをご覧ください。こちらも再設定の案件となっております。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書53ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真28ページから30ページ、28、29、30をご覧ください。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

議案第3号受付番号33から受付番号36について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号33から受付番号36について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号37について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号37につきましては、議案書54ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書55ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真31ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号37について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第3号受付番号37について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号38から受付番号40に入ります。これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号38につきましては、議案書56ページをご覧ください。再設定の案件でございます。

次に、議案第3号受付番号39につきましては、議案書57ページをご覧ください。こちらも再設定の案件でございます。

最後に、議案第3号受付番号40につきましては、議案書58ページをご覧ください。こちらも再設定の案件となっております。

農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書59ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の32から34ページ、32、33、34ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号38から受付番号40について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号38から受付番号40について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号41に入ります。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号41につきましては、議案書60ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法律第18条調書につきましては、議案書61ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真35ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号41について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号41について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号42と受付番号43、この2件につきまして、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号42につきましては、議案書62ページをご覧ください。こちらの案件は再設定の案件となっております。

次に、議案第3号受付番号43につきましては、議案書63ページをご覧ください。こちら備考欄にありますとおり、こちら地域計画外の案件となっております。●●●の地元委員の方につきましては、署名をいただく形になりますので、総会後によりしくお願いいたします。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書64ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真36ページと37ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号42と受付番号43について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

(会長)

議案第3号受付番号42と受付番号43について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号44について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号44につきましても、議案書65ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましても、議案書66ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真38ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号44について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号44について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号45につきましても、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退席をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後2時10分 退席)

(会長)

それではまず、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●●委員)

議案第3号受付番号45の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号45の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号45につきましては、議案書67ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

また、農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書68ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真39ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号45について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号45について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

(●●委員 午後2時12分 入室)

(会長)

これから審議をしていただく議案第3号受付番号46から受付番号50につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、先ほどと同じく久御山町農業委員会会議規則により、退席のほう、もうしていただいておりますけれども、お願いをいたします。

(●●●●委員 午後2時12分 退席)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号46から受付番号50は、借り手が同じ方ですので、これもまとめて審議をします。まず、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●●  
委員)

議案第3号受付番号46から受付番号50の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号46から受付番号50の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号46につきましては、議案書69ページをご覧ください。再設定の案件でございます。

続いて、議案第3号受付番号47につきましては、議案書70ページをご覧ください。こちらも再設定の案件でございます。

次に、議案第3号受付番号48につきましては、議案書71ページをご覧ください。こちらも再設定の案件でございます。

次に、議案第3号受付番号49につきましては、議案書72ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の案件でございます。

最後に、議案第3号受付番号50につきましては、議案書73ページをご覧ください。こちらも再設定の案件となっておりますのでございます。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況及び農地中間管理法第18条調書につきましては、議案書74ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真40ページから42ページ、40ページ、41ページ、42ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号46から受付番号50について、5件ございますが、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号46から受付番号50について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

(●●●●委員 午後2時16分 入室)

(会長)

●●●●委員に着席をしていただいたところで、本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それではまず、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては、議案書75ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真43ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年2月5日付けで会長専決いたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1の報告につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第2号に入ります。

(会長) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局) 報告第2号受付番号1につきましては、議案書76ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真44ページをご覧ください。一部分だけ農地が残っておったというような案件でございます。

本件につきましては、令和8年1月30日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今、報告第2号受付番号1の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問がないようですので、次の報告第3号に入ります。

報告第3号2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局) 報告第3号受付番号1につきましては、議案書77ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真45ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年2月5日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号1の報告がございましたが、何かご意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので、この報告につきましてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、報告第4号に入るわけでございますけれども、報告第4号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知につきまして、先ほど受付番号2につきましてはすでに報告済みですので、受付番号3について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第4号受付番号3につきまして、議案書飛びまして79ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。借り手につきましては、議案書次のページに別紙としてお付けしております。なお、この案件につきましては、始期と終期のところに斜めの線が入っておりますけれども、いわゆる残存小作と言われるような貸借がありましたけれども、こちらが合意解約をなされたというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の46ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年2月5日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第4号受付番号3の報告がありましたが、何かございませぬでしょうか。

特にないようですので、それでは受付番号4について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第4号受付番号4につきましては、議案書81ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。貸し手のほうは議案書次のページの82ページに別紙としてお付けしておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の47ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年2月5日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第4号受付番号4の報告につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、報告は終わりたいと思います。

それでは、本日予定をしておりました審議と報告はこれにて終わりたいと思います。

————— 午後2時23分 終了 —————